

院内感染対策に関する取り組み

医療安全管理委員会

1 院内感染対策に関する基本的な考え方

- ・院内感染の防止に留意し、院内感染発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ります。
- ・より良い医療を提供できるよう、職員一同に対する教育を継続し、感染対策に努めます。

2 院内感染対策のため委員会・組織に関する基本方針

- ・「院内感染対策のための指針」を実践し、かつ、患者さんおよび医療従事者の感染からの保護、医療従事者の感染に対する知識と技術の向上を目的として感染対策委員会を設置しています。
- ・院内感染対策を円滑に運営するために感染防止対策部門を設置しています。
- ・感染防止対策部門に感染対策チーム(ICT)および感染防止部会を設け、定期的な院内ラウンドの実施や会議を開催しています。

3 院内感染対策のための職員研修に関する基本方針

職員の院内感染対策に対する確実な業務を遂行するための技能の習得や、チームの一員としての意識の向上等を図るため、全職員を対象とした研修会を年 2 回以上開催しています。

4 院内感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染の発生予防および蔓延防止を図るため、病院における感染症の発生状況などを、週 1 回毎に「感染情報レポート」として病院職員に周知するほか、必要に応じてリアルタイムな情報の共有に努めています。

5 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- ・感染対策委員会を臨時に招集し対応方針を決定するとともに、感染防止部門に必要な対応を指示するなど、速やかに感染経路の遮断および拡大防止対策を講じます。
- ・感染症法上、報告が義務付けられている感染症患者が発生した場合には、速やかに保健所へ届出を行います。

6 感染対策に関する地域連携の取り組み

感染対策地域連携合同カンファレンスに参加し、近隣医療機関と共に感染対策の向上に努めます。

7 患者さん等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

正面玄関横に配置しているファイル、掲示および病院ホームページにて一般に公開しています。

8 その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針

- ・感染対策を実施し、感染予防策の遵守に努めるため、感染対策マニュアルを各部署に配布し、全職員が閲覧できるようにしています。また、マニュアルは最新の知見を取り入れ、適宜見直しを行っています。
- ・職員は、職種に関わらず医療従事者としての自覚に基づき、自らが感染源とならないよう定期健康診断を年 1 回以上受診し、健康管理に留意するとともに、日頃から自己の健康管理を十分に行います。

・新興感染症の発生時に第 1 種協定医療機関として、感染症患者を受け入れる体制を整えています。また、新興感染症の発生を想定し、地域の保健所や医師会、医療機関等と合同の研修を年に 1 回以上参加しています。